

「中間とりまとめ」に対する意見等に係る論点の検討

統計データの二次的な利用関係

1 統計データの二次的な利用全般

論点 1 調査票の統計目的の使用と統計目的以外の使用・・・・・・・・・・ 1 ページ

統計目的の調査票の使用については個別の承認は求めずに自由に使用させ、その一方、統計目的以外の調査票の使用は原則として全面禁止にすべきとの意見、少なくとも国や地方公共団体が行政上必要とする他の統計作成のために調査票を使用する場合には、原則として使用可能とすべきとの意見について、どう考えるか。

論点 2 統計データの利用形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

オーダーメイド集計、匿名標本データ以外の統計データの利用方法についても検討すべきではないかとの意見について、どう考えるか。(オーダーメイド集計、匿名標本データのみを明示的に制度化することにより、それ以外の統計データの利用形態が排除されることになることを懸念する意見があることを踏まえた論点。)

論点 3 統計調査名簿作成目的の調査票の使用・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

統計調査名簿作成のための調査票の使用については、使用を可能とする規定を個別に設けるべきとの意見について、どう考えるか。

2 オーダーメイド集計、匿名標本データに共通する問題

論点 4 オーダーメイド集計等の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

オーダーメイド集計の依頼、匿名標本データの提供を容認するための公益性の要件について、より具体的に検討すべきではないか。

論点 5 オーダーメイド集計等の努力義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

オーダーメイド集計、匿名標本データについて、調査実施者に努力義務を課すのみでは、利用が促進されないのではないかとの意見について、どう考えるか。

論点 6 オーダーメイド集計等の業務の受託機関・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

業務の効率的実施、調査実施者の事務負担の軽減等のためのオーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供に係る業務の受託機関に求められる要件について、より具体的に検討すべきではないか。

3 オーダーメイド集計固有の問題

論点 7 複数の調査にまたがるオーダーメイド集計・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

複数府省にまたがる複数の統計調査のリンケージ集計を希望する者への対応について検討すべきとの意見について、どう考えるか。

論点 8 オーダーメイド集計サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

オーダーメイド集計を制度化するに当たっては、単に調査票の再集計を行うのみではなく、回帰分析等の分析のサービスも提供できるようにすべきとの意見について、どう考えるか。

統計調査の民間委託関係

1 受託者等に係る規律

論点1 秘密保護義務の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ

調査対象の秘密の保護義務については、現行統計法第14条の解釈によるのではなく、受託者等に適用する旨を法文上明確にすべきとの意見について、どう考えるか。

論点2 秘密漏洩に係る罰則を適用する対象者の範囲・・・・・・・・・・18ページ

秘密漏洩に係る罰則は、受託関係終了後も適用すべきではないか、また、受託業務を担当しない受託者の従業員等についても適用すべきではないかとの意見について、どう考えるか。

論点3 統計の改ざん行為に係る罰則を適用する統計調査の範囲・・・20ページ

統計の改ざん行為に係る罰則については、指定統計以外の統計にも適用し、その際併せて受託者等にも適用すべきではないかとの意見について、どう考えるか。

2 受託業務に必要な資質

論点4 受託業務に必要な資質の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・21ページ

調査の困難さが増している現状を踏まえ、受託業務従事者（特に調査員）が備えるべき資質等については調査規則で規定できる根拠を法律に置くべきではないかとの意見について、どう考えるか。

3 法定受託事務の民間委託

論点5 法定受託事務の民間委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・22ページ

指定統計調査に係る法定受託事務の包括的な民間委託については、個々の地方公共団体の判断により実施されると調査が混乱するおそれがあるため困難と考えるが、仮に、個々の地方公共団体の判断により可能であると国が認めるのであれば、そもそも国が当該事務を地方公共団体に法定受託すべきかを含め国は地方公共団体との間で協議をすべきではないかとの意見について、どう考えるか。

統計データの二次的な利用関係

1 統計データの二次的な利用全般

【論点1】調査票の統計目的の使用と統計目的以外の使用

統計目的の調査票の使用については個別の承認は求めずに自由に使用させ、その一方、統計目的以外の調査票の使用は原則として全面禁止にすべきとの意見、少なくとも国や地方公共団体が行政上必要とする他の統計作成のために調査票を使用する場合には、原則として使用可能とすべきとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

個々の申告内容が明らかになる調査票の統計目的の使用については、調査実施者の判断に委ねることにより手続の簡素化を図るものの、引き続き、個別の判断を求め、調査票使用の目的に高度な公益性があると認められる場合に限り、使用を認めることとしている。

また、調査票から個体識別情報を消去した匿名標本データについても、何らかの社会に対する貢献が認められる場合等、一定程度の公益性が認められるか否かを個別に判断した上で、提供を行うこととしている。

なお、統計目的以外の調査票の使用については、現在の運用よりも限定し、統計法違反事件処理の他は特別の必要性が認められる場合に限り使用を認めることとし、引き続き総務大臣が調査票の使用の判断を行うこととしている。

〔論点に対する考え方〕

(1) 統計目的の調査票の使用

たとえ統計目的であっても、調査票を使用する者は、個人や企業の秘密に属する事項等が記載された調査票に触れることになるため、調査対象者の統計調査に対する信頼を損なわないためには、調査票の使用目的に高度の公益性が認められる場合に限ることもやむを得ないのではないか。

また、各調査実施者において調査票の利用のニーズに適時的確に対応することができるよう、迅速な事務処理を行う必要はあるが、上記のような使用する調査票の態様を踏まえれば、使用者における調査票データの管理体制、使用終了後の調査票データの適切な処分等調査対象者の秘密の保護のための措置が十分講じられているかについても、事前に十分確認を行ったうえで、使用を認めることが適当である。したがって、そうした手順を経ずに調査票を自由に使用させる考え方を採用することは困難ではないか。

「中間とりまとめ」の考え方によれば、従来の統計法の解釈と同様、指定統計調査によって集められた調査票の一次的な使用目的は指定統計の作成であり、それ以外の特別集計等のための調査票の使用については、法令上統計目的での使用ができることを明確にするものの、あくまで二次的な利用と位置付けている。

法令の構成上、指定統計の作成と並んで、統計目的の調査票の使用を一次的な目的と位置付けることも考えられるが、いずれにしても、調査票を使用させるに当たっては、統計データの管理体制等の確認の作業は必要となると考えられる。

また、匿名標本データについても、個体識別情報は消去されることになるとは言え、あくまで個票ベースで提供されるものであり、個人情報の保護に関する意識が高まっている社会情勢等を踏まえれば、制度化に当たっては、調査対象者の意識に特に慎重な配慮をすべきである。そのような観点からは、データを提供するに当たっては、一定程度の公益性が認められる場合に限って、利用を認めることもやむを得ないのではないか。

また、上記の調査票の使用の場合と同様、データの管理体制、使用目的等について事前に十分確認を行った上で、データの提供を行うべきであり、例えば、諸外国で一部見られるような、インターネットで誰でも自由に匿名標本データをダウンロードできるような取扱いとすることは、現時点では困難ではないか。

オーダーメイド集計について、「中間とりまとめ」では、秘密の保護は確実であるものの、個別のオーダーごとに対応する必要があり、手数料は徴収するとは言え、特定の者のために行政資源を費やすものであること、

利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、調査対象者にいたずらに不安を与えるおそれがあること、等を考慮し、一定程度の公益性が認められる場合に限ってオーダーを認めることとしている。

秘密の保護が確実であること、全てのオーダーに応えることを義務付けないこと等をもって、あらかじめ利用目的を限定する必要はないと考えることは可能か。

なお、国や地方公共団体が統計作成目的で調査票を使用することは、現在の目的外事務処理要領の基準において認められている。制度の見直し後は、調査実施者に調査票の使用の判断が委ねられることになるが、これまでの目的外事務処理要領の基準を踏まえて、判断基準等を法令上明示することとしており、各調査実施者において適切に判断されるのではないか。

(2) 統計目的以外の調査票の使用

統計目的以外の調査票の使用に関しては、少なくとも統計法違反事件の処理のための使用については、当該使用が統計目的以外の使用であるという理由により調査票の使用ができないこととなれば、罰則規定を設けてまで実現しようとした真実性の確保という統計法の目的の実現に支障をきたすことになるため、引き続き使用を認める必要がある。

一方、上記の統計法違反事件の処理も含め、近年、統計目的以外の調査票使用の実績はほとんどなく、それ以外の使用形態については、「中間とりまとめ」においても、基本的に認めないという趣旨で「特別の必要性が認められる場合に限って、統計目的以外に調査票の使用を認めることが適当」としており、「特別の必要性」があるか否かについては、使用目的等を厳格に検証した上で、判断することが求められるのではないかと。

【論点2】統計データの利用形態

オーダーメイド集計、匿名標本データ以外の統計データの利用方法についても検討すべきではないかとの意見について、どう考えるか。
(オーダーメイド集計、匿名標本データのみを明示的に制度化することにより、それ以外の統計データの利用形態が排除されることになることを懸念する意見があることを踏まえた論点。)

〔論点に対する考え方〕

オーダーメイド集計、匿名標本データ以外の統計データの利用方法としては、諸外国の例を踏まえれば、例えば、調査票の使用を庁舎内に限定することにより、行政機関と直接的には関連性をもたない研究を行うために、調査票を使用させること等が想定される。

「中間とりまとめ」においては、統計法第15条第2項に基づく調査票の目的外使用は、調査実施者に判断を委ねることにより手続の簡素化を図るものの、従来の承認基準を法令上取り込んだ上で、引き続き従来の基準を維持することとしている。したがって、調査実施者が、調査票の使用を希望する者の使用目的に高度な公益性があると認める場合には、調査票の使用を認めることも可能であり、調査実施者の判断で、統計データの利用形態についてはある程度柔軟に対応することもできる。

オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの提供については、手数料の徴収や第三者機関における匿名性の審査等、法律上の規定が必要な事項があるが、一方、例えば調査票の外部への持ち出しを禁止し、使用場所を庁舎内等に限定した上で、十分な監督の下で調査票を使用させる場合などその他の手法については、法律上規定しなくとも、調査実施者が使用を認める際に条件を付すこと等で対応が可能であると考えられる。したがって、当面はガイドラインの作成等により対応することとし、今後の統計データの利用に関する技術の開発、利用のニーズ等を踏まえつつ、必要に応じて、制度化等について検討を行うこととすることが適当ではないか。

【論点3】統計調査名簿作成目的の調査票の使用

統計調査名簿作成のための調査票の使用については、使用を可能とする規定を個別に設けるべきとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

統計調査名簿作成のための調査票の使用については、最終的には統計の作成に用いられることから、これまでの「目的外事務処理要領」における整理と同様、「統計目的」の調査票の使用に含まれるものとしている。したがって、統計調査名簿作成のための指定統計調査の調査票の使用について、「中間とりまとめ」の整理に従えば、調査実施者の判断に委ねられることになる。

〔論点に対する考え方〕

統計調査名簿作成のための指定統計調査の調査票の使用については、最終的には統計作成の目的に使用され、個体が識別されない形で利用されることになるが、作成された統計調査名簿は、それに基づいて他の統計調査を実施する際に調査対象者に接触するという点では個体を識別する形で調査票に記載された情報が使用されるとも考えられる。

また、「中間とりまとめ」の整理では、これまでの「目的外事務処理要領」の考え方を引き継ぎ、「調査票」の概念について、「個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書を意味し、電磁的記録も含まれる。また中間集計表等も『調査票』に該当することがある。」(P15 脚注)としており、調査票から作成された統計調査対象名簿も「調査票」に該当することがある。この場合、当該統計調査名簿は、統計法制上の「調査票」に関する規律の下で管理され、利用されることになるが、調査票から作成された統計調査対象名簿は、当該統計調査に従事する多くの者が部分的にであれ当該情報を取り扱うことになり、特別集計の実施のための調査票の使用などの、他の「統計目的」の調査票の使用の場合よりも使用者の範囲が相当程度広くなることになる。

正確な統計を作成するためには調査対象を正確に捕捉した母集団名簿や調査対象名簿が不可欠であることから、統計調査名簿作成のために調査票の使用が出来ることを法令上明記するとともに、調査対象者の秘密の保護、統計調査に対する信頼の確保をより徹底するため、作成された統計調査名簿の取扱いについて、例えば使用者の範囲やその他特別の手続等、通常の「調査票」の使用とは別に規定を設けることも考えられるのではないか。

内閣府の統計制度改革検討委員会において、統計調査の調査票やその他の行政記録を基にした事業所・企業に関する母集団情報システム（ビジネスフレーム）の整備及びビジネスフレームの管理・利用に当たっての規律を新たに法令上規定することが検討されている。（詳細は別紙参照）

これらを踏まえ、調査票を基にした統計調査対象名簿の作成・利用一般についても、調査票の「統計目的」の目的外使用の規定の中で読み込むのではなく、このビジネスフレームに係る規定の中で、あるいは当該規定に準じた形で別途、規定を整備することを検討することが適当ではないか。

6 ビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備

ア 事業所・企業に関する母集団情報の活用を通じた統計作成の正確性及び効率性の向上並びに報告者負担の軽減を目的とし政府の統計作成機関において共通に利用される母集団情報（ビジネスフレーム）を新たな法制度において位置づけた上で、主要な収録事項、使用者の範囲等を明らかにし、ビジネスフレームの設置者による維持・管理に当たっての規律、ビジネスフレームを利用する機関に関する規律等を整備することとする。

注1：主要な収録事項としては、統計調査の企画・設計に必要な事項として、事業所・企業の名称、所在地、経営組織、業種、資本金、従業員数等が想定されるほか、報告者負担の軽減に必要な事項として、過去の統計調査における事業所・企業の調査履歴等が想定されるが、その具体的な内容については引き続き検討する。

注2：ビジネスフレームに収録された情報を適正に管理する観点から、ビジネスフレームの利用者としては国の行政機関（基幹統計・一般統計いずれの場合も可）を主として対象とすることが適当と考えられるが、地方公共団体、公的な性格を有するその他の機関・団体（日本銀行等）についても、ビジネスフレームの使用を認めることが適当か否か、認める場合にはどのような仕組みとするか（利用を認める機関・団体の範囲、それらの利用者に提供することができる情報の項目、費用負担の在り方等）について、引き続き検討する。

イ ビジネスフレームは「司令塔」が設置し、その維持・管理に当たることとする。ビジネスフレームの維持・管理に関して、以下の規律を整備することとする。

- i ビジネスフレームの作成・更新のための関係機関・団体等への情報提供の要請
- ii ビジネスフレームの作成・更新のための、統計調査の調査票及び行政記録の利用
- iii ビジネスフレーム及びその作成・更新のための各種情報（調査票及び行政記録）の適正管理
- iv 業務に関して知り得た秘密の保護
- v ビジネスフレームの目的外利用の禁止
- vi 外部委託に際しての安全管理

注1：ビジネスフレームを作成・更新する場合の調査票の利用については、調査票の目的外使用として位置づけるのではなく、ビジネスフレームの整備そのものを目的として制度化することを検討する。

注2：ビジネスフレームの運用について透明性を確保する観点から、「司令塔」において定期的に利用状況等を公表することについて検討する。

ウ ビジネスフレームの利用に関して、以下の規律を整備することとする。

- i ビジネスフレームの利用に当たっての必要事項（利用目的、必要とする情報等）の届出
- ii ビジネスフレームから提供された情報の適正管理、秘密保護
- iii ビジネスフレームから提供された情報の目的外利用の禁止
- iv 統計の公表に際してのビジネスフレームの情報をういた旨の表示

注：報告者負担軽減の実効性を高める等の観点から、一定の要件を満たす統計調査の実施に当たっては、調査客体の選定に当たってビジネスフレームの利用を原則として義務づけることも考えられ、そうした仕組みを設ける必要性（設ける場合には対象とする統計調査の類型）等について引き続き検討する。

2 オーダーメイド集計、匿名標本データに共通する問題

【論点4】オーダーメイド集計等の要件

オーダーメイド集計の依頼、匿名標本データの提供を容認するための公益性の要件について、より具体的に検討すべきではないか。

〔中間とりまとめの整理〕

オーダーメイド集計の依頼、匿名標本データの提供を受けるためには、調査対象者の統計調査に対する信頼を確保する観点から、学術研究目的や教育目的の場合で、かつ、少なくとも何らかの社会に対する貢献が存在しているという一定程度の公益性が認められることを要件とすべきことを提言している。

〔論点に対する考え方〕

(1) 学術研究目的の統計データの利用

オーダーメイド集計の依頼や匿名標本データの提供が認められる「学術研究目的」の範囲については、典型的には、大学や研究所などの学術研究を目的として活動する機関の構成員がデータを使用した研究を行う場合などが考えられるが、その他、例えば営利企業が企業活動の一環として当該データを使用した研究・分析を行う場合であっても、統計データの利用の成果が社会に還元されるのであれば、「学術研究目的」に該当するものとみなすことも考えられるのではないか。

一方、単なる内部で業務上の資料として使用する場合、特定の顧客に対してのみ提供するレポート作成の基礎資料とする場合等、当該研究の成果が社会に還元されるとは認めがたいものは「学術研究目的」には含めることは適当ではなく、そのような場合に統計データの使用を認めることは困難ではないか。

なお、このような取扱いとする場合には、実務的には申請時に統計データを利用して行う学術研究の成果の取り扱いについて審査し、個別に判断せざるを得ないのではないか。

大学院・大学などの学生がそれぞれの関心に基づいた研究を行う場合についても、「学術研究目的」の要件を満たすものとして匿名標本データやオーダーメイド集計の利用を認めることも考えられるが、匿名標本データの提供を行うに当たっては、データの管理体制等について十分な確認が必要であり、学生がそのようなデータの適正な管理の主体たり得るかについては慎重な検証が必要ではないか。また、オーダーメイド集計については、匿名標本データとは異なりデータの管理体制等について考慮する必要はないものの、「学術

研究目的」に該当するか否かの判断の参考とするため、実務上、指導教員の推薦状を求める等、運用上の工夫が必要となるのではないか。

(2) 教育目的の統計データの利用

「教育目的」の統計データの利用については、大学等における実習の場において、匿名標本データの利用を認めることにより学生の統計データを利用した分析等に関する習熟度を高め、将来の研究活動のための技術を習得させることを目的とする場合、その他指導教員等の指示に基づき、講義・演習等の一環として、統計データの分析を行わせる場合などが想定される。

この場合、学術研究目的の場合とは異なり、統計データの利用の申請を行い、利用が認められるのはあくまで学生の指導に当たる教員等であり、実際にデータを使用することとなる学生は、当該教員等による厳格な管理の下、副次的に統計データの利用が可能となるに過ぎないと考えることが適当ではないか。

教育目的の統計データの利用が認められる教育機関の範囲については、個票ベースの統計データの再集計の実施という作業のためには高度な知識・経験・技術が求められるものであること、匿名標本データは個体識別性をなくしたものであるとは言え、個票ベースで提供されるものであり、調査対象者の信頼に十分配慮する必要があること等を踏まえれば、大学院、大学や高等専門学校などの高等教育機関における教育の一環としての使用に限ることが適当ではないか。

【論点5】オーダーメイド集計等の努力義務

オーダーメイド集計、匿名標本データについて、調査実施者に努力義務を課すのみでは、利用が促進されないのではないかとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

オーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供については、調査実施者における組織・体制の整備が必要となり、また、事務負担の問題等を勘案すれば、調査実施者に一律に義務付けることまでは困難であるが、業務の状況等を総合的に勘案して、可能な限り国民等の集計のニーズに応えられるよう、各調査実施者に対し努力義務を課すことが適当。

また、業務の効率的実施や調査実施者の事務負担の軽減等の観点から、オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供について、独立行政法人、公益法人等の他の機関に委託して実施することができるよう、規定の整備を行うこととする。

〔論点に対する考え方〕

オーダーメイド集計については、調査実施者等が個別のオーダーに1件ずつ対応する必要があるため、調査実施者の事務負担が大きく、また、匿名標本データの作成・提供についても、個体が識別されないと認められる程度にまで調査票を加工するためには相当程度の時間と労力が必要となると考えられる。全ての依頼、全ての調査について一律に調査実施者に対してこれらの義務付けを行うことはやはり困難であり、各調査の集計に対するニーズ、集計に応えることによりもたらされる社会的なメリットなどを総合的に勘案して、業務の遂行上支障がない範囲で可能な限り実施することが適当ではないか。

国民等の集計ニーズに可能な限り応え、統計データの利用を促進する観点から、オーダーメイド集計や匿名標本データに係る業務の外部への委託を容認した上で、各調査実施者に努力義務を課すこととし、これらの義務付け等については、今後のニーズ等を踏まえつつ、検討していくこととすることが適当ではないか。

なお、「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)に基づき、オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供等の統計データの二次的利用の拡大に関する各府省間の協議の場が既に設けられており(「統計データ利用促進検討会議」)、また、今後、同会議において、オーダー

メード集計の実施や匿名標本データの作成・提供に係るガイドラインを策定することも予定されており、このガイドラインの策定過程等を通じて、各調査実施者と統計データの二次的利用の促進に向け、議論を進めていくことになると考えられる。

【論点6】オーダーメイド集計等の業務の受託機関

業務の効率的実施、調査実施者の事務負担の軽減等のためのオーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供に係る業務の受託機関に求められる要件について、より具体的に検討すべきではないか。

〔中間とりまとめの整理〕

業務の効率的な実施及び調査実施者の事務負担の軽減等の観点からは、オーダーメイド集計の実施及び匿名標本データの作成・提供について、独立行政法人、公益法人等の他の機関に委託して実施できることとし、その際、当該受託機関の職員等に秘密の保護、調査票等の適正管理義務、罰則等を適用し得るよう、規定の整備を行う。

〔論点に対する考え方〕

オーダーメイド集計の実施や匿名標本データの作成・提供を受託する機関が当該業務を遂行する際には、個人や企業の秘密に属する事項等が記載され、個々の申告内容が明らかになる調査票を使用することになるため、当然、秘密の保護等に十分留意し、調査票の厳格な管理を行う能力を有する機関であることが求められる。

受託機関による業務の適正な遂行を確保するため、業務の受託に必要な知識や能力、施設や設備、秘密保護のための措置等について、法令上基準を定めることも考えられるのではないか。

受託機関の職員等に秘密の保護や調査票等の適正管理義務、秘密の漏洩・窃用に対する罰則規定等を整備することとすれば、営利企業が受託機関となることも直ちに排除されるものではないのではないか。

受託機関の業務の遂行能力を事前に十分確認する観点、また、オーダーメイド集計や匿名標本データの提供に対する手数料を当該受託機関に対して直接納付するような制度にする場合には、手数料を徴収しうる者を明確にする観点から、各調査実施者等があらかじめ、受託機関となる法人を指定する仕組みを検討する必要はないか。

諸外国では大学が政府統計全般の統計データを集約し、匿名標本データの提供等を行っている例が見られ、日本においても、もし希望する大学がある場合には、このような受託機関になることも否定はされないのではないか。

手数料を委託先の収入としている例

工業標準化法（昭和二十四年六月一日法律第百八十五号）（抄）

（手数料）

第六十二条 第五十七条第一項の登録又は第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料は、主務大臣が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては国庫の、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては機構の収入とする。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年十一月二十五日法律第百四十三号）（抄）

（手数料）

第三十二条 発給申請者は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定める額の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定めるところにより指定発給機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては当該指定発給機関の収入とする。

通関案内業法（昭和二十四年六月十五日法律第二百十号）（抄）

（試験事務の代行）

第五条の二 国土交通大臣は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、第三条の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、国土交通大臣は、試験事務を行わないものとする。
- 3 機構が試験事務を行うときは、前条第二項の規定による手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、機構の収入とする。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年四月六日法律第二十六号）（抄）

（登録手数料）

第二十九条 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合には、第十七条の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

- 2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

3 オーダーメイド集計固有の問題

【論点7】複数の調査にまたがるオーダーメイド集計

複数府省にまたがる複数の統計調査のリンケージ集計を希望する者への対応について検討すべきとの意見について、どう考えるか。

〔論点に対する考え方〕

オーダーメイド集計については、依頼者自身は調査票を用いた集計作業を行わないため、複数の統計調査のリンケージ集計に対応するためには、集計を行う調査実施者等において、何らかの措置を講ずる必要がある。

この点、例えば、依頼者から複数調査のリンケージ集計を含むオーダーを受け付けた機関が、リンケージの対象となる調査を所管する他の行政機関に対して、「統計目的」の調査票の目的外使用を申請し、提供された調査票を用いて、調査票の提供元の行政機関の協力を受けつつリンケージ集計を行い、依頼者に集計結果を提供することで、制度上は対応することも不可能ではないと考えられる。

しかしながら、他の行政機関の調査とのリンケージ集計については、事務負担の問題のみならず、技術的に対応することが困難である可能性もあり、当面は、各調査実施者等が可能な範囲内で対応することとし、そのような複雑・高度な集計ニーズへの本格的対応については、今後の統計データアーカイブ機能の創設や、当該機関がオーダーメイド集計業務を一元的に受託する可能性の議論等を踏まえながら、検討していくこととしてもやむを得ないのではないか。

なお、「中間とりまとめ」では、統計データの使用を認めなかった場合についても、何らかの形で各調査実施者に対して報告を求めることを検討しており、その結果等を踏まえて、今後、上記のようなリンケージ集計に対するニーズを把握していくこともできると考えられる。

【論点8】オーダーメイド集計サービスの内容

オーダーメイド集計を制度化するに当たっては、単に調査票の再集計を行うのみではなく、回帰分析等の分析のサービスも提供できるようにすべきとの意見について、どう考えるか。

〔論点に対する考え方〕

オーダーメイド集計について、「高度の公益性」が認められないために調査票そのものの利用ができない研究者のニーズに十分対応したものとするためには、オーダーが可能な業務を単純な調査票の「集計」のみに限るのではなく、回帰分析等、調査票個票を参照しつつ行う必要がある分析等についても、業務の範囲に含み得るようにすることが適当ではないか。

オーダーを行った結果が最終的に個体が識別できない形で利用されることになるのであれば、上記のような分析等の業務も含めて、オーダーに応えることとしても、秘密の保護や調査対象者の信頼確保の観点からも、特に問題にはならないのではないか。

なお、回帰分析等について、オーダーメイド集計の定義を「統計の作成」としてその中で読み込むか、あるいは、「集計に附帯する業務」のような規定を設けるか等の法的技術的な検討は別途必要。

オーダーメイド集計のサービスに、一定範囲の分析を含むこととした場合、当該業務に対する手数料をどのように設定すべきか。分析内容の複雑さ、難易度等を考慮したものとする必要があり、データの容量等の単純な指標に基づく従量制のような形は困難ではないか。

研究の受託の手数料

気象業務法（昭和二十七年六月二日法律第百六十五号）（抄）

（特殊な業務の受託）

第四十三条 気象庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項についての特殊な観測、予報、情報の収集及び作成、調査並びに研究並びにこれらの指導を行い、気象測器並びに地動、地球磁気及び地球電気の観測に用いる器具、器械及び装置の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

2 前項の委託をする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

気象業務法施行規則（昭和二十七年十一月二十九日運輸省令第百一号）（抄）

（委託による業務に係る手数料）

第五十二条 法第四十三条第二項の規定により納めるべき手数料（検定に係るものを除く。）の額は、委託による業務の種類及び難易の程度に応じ、実費を勘案して気象庁長官が定める額とする。

2 前項の手数料は、気象庁長官が特に定める場合を除き、業務の委託をしようとする者が提出する依頼書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、電子情報処理組織により法第四十三条第一項の委託をする場合において、当該委託を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

気象測器等委託検定規則（昭和二十八年十二月十四日運輸省令第七十七号）（抄）

第三条 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四十三条第二項の規定により納付すべき検定の手数料の額は、気象測器等の種類及び検定の難易の程度に応じ、実費を勘案して気象庁長官が定める額とする。

2 前項の手数料は、前条の委託書を提出する際に、その金額に相当する収入印紙を当該委託書にはり付けて納入しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十三条第一項の委託をする場合において、当該委託を行つたことにより得られた納付情報により納入するときは、現金をもつてすることができる。

統計調査の民間委託関係

1 受託者等に係る規律

【論点1】秘密保護義務の規定

調査対象の秘密の保護義務については、現行統計法第14条の解釈によるのではなく、受託者等に適用する旨を法文上明確にすべきとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

統計法第14条は、調査の結果得られた秘密が保護されるべきことを定め、同条は、その義務が課される主体を明示していないため、広く一般に義務が及ぶものと解されており、受託者等に対しても法律上守秘義務が課されることから、新たな法的措置は不要と考える。

「受託者等」は、統計調査の受託者、再受託者及び受託業務従事者をいう。以下同じ。

〔論点に対する考え方〕

統計法第14条の秘密の保護義務については、従来から、受託者等に対しても課されてきており、特に法制上の措置を講ずる必要はないと考えられるが、「中間とりまとめ」においては、秘密の漏洩や窃用に対する罰則規定の明確化等を行うこととしており、こうした他の条文の規定も含めた全体の整理の中で、秘密の保護義務の規定の仕方についても、検討することが必要ではないか。

なお、統計法第14条の秘密の保護義務は、受託関係終了後であっても受託業務に従事した者に適用される。

【論点 2】 秘密漏洩に係る罰則を適用する対象者の範囲

秘密漏洩に係る罰則は、受託関係終了後も適用すべきではないか、また、受託業務を担当しない受託者の従業員等についても適用すべきではないかとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

秘密漏洩に係る罰則については、受託関係終了後における受託者等及び受託業務を担当しない受託者の従業員等に対して適用すべきか否か明示的に整理はされていないが、統計法第 19 条の 2 の「指定統計調査に従事する者」に受託者等は含まれて適用されるかどうか条文上明確ではないため、適用されることが明確になるよう規定を整備することが適当であるとされている。

〔論点に対する考え方〕

(1) 受託関係終了後の適用

統計法第 19 条の 2 の秘密漏洩に係る罰則は、「統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職にあった者」に適用されるため、受託者等が「指定統計調査に従事する者」に含まれるとすると、受託関係終了後の受託者等にも適用されると考えられるが、いずれにしても明確になるよう規定を整備することが適当ではないか。

また、行政機関個人情報保護法第 53 条及び第 54 条においても、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者及び従事していた者を罰則の対象としており、統計調査の受託者等についてもこれらの規定と同じ考えとすることが適当ではないか。

(2) 受託業務に従事しない従業員等への適用

受託者（受託企業）は、受託業務に携わらない企業内の従業員等が、受託業務に係る調査対象等の情報を知ることとならないようにする責務を負っていることから、当該企業の責任者（管理者）は、受託業務に従事する従業員が、受託業務に従事しない者に秘密を漏洩することのないよう監督することが必要。

罰則の適用については、秘密の漏洩の相手方が同じ企業内の従業員等であっても、統計法第 19 条の 2 に規定する「他に漏らし」た場合に該当し得ると考えられる。したがって、「中間とりまとめ」の考え方によれば、受託した業務に従事している者から他の従業員に秘密を漏らすことは罰則の対象となるが、一方、受託業務に従事していなかった従業員が秘密を漏らした場合には罰則の対象とはならず、また、当該企業における情報管理の監督者に対して

罰則が適用されることもない。

また、行政機関個人情報保護法では、個人の秘密に属する記録された個人情報ファイルについて、受託した業務に従事している者及び従事していた者に限って罰則の対象としており、当該業務に従事していなかった従業員を罰則の対象とするものではない。また、個人情報保護法については、個人情報取扱事業者(受託者を含む。)の業務に従事している者及び従事していた者が、その業務に関して知り得た個人データの内容を不正な利益を図る目的で第三者に提供する行為について新たに罰則を設けることが求められており、検討の詳細は不明であるが、行政機関個人情報保護法第54条の規定等を踏まえ検討が求められていることからすると、個人情報を取り扱う企業内で当該情報を取り扱う業務に従事しなかった者をも対象とするものではないと考えられる。

したがって、統計調査に係る情報の場合についてのみ受託業務に従事していなかった従業員等に新たに罰則を設けることは困難と思われるが、統計調査の特殊性等を理由に特別に罰則を設けることが適当か否か。

(参考)

行政機関個人情報保護法

第53条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【論点3】統計の改ざん行為に係る罰則を適用する統計調査の範囲

統計の改ざん行為に係る罰則については、指定統計以外の統計にも適用し、その際併せて受託者等にも適用すべきではないかとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

届出統計調査及び承認統計調査については、統計法第19条第4号と同様の罰則規定は設けられていないが、指定統計と比較した場合の統計の重要性等にかんがみれば、改めて罰則を科す必要はないと考える。

〔論点に対する考え方〕

専ら届出統計調査を実施する地方公共団体の意見として、指定統計調査以外についても統計の改ざんの行為に対して罰則を新たに設けるべきではないかとの意見が寄せられたが、指定統計と比べた場合の統計としての重要性等にかんがみ、これまでの統計法制上、届出統計調査及び承認統計調査については、調査実施者の職員等にも統計法第19条第4号の規定に相当する罰則は科してきておらず、受託者等についてのみを対象に罰則を設けることは適当ではないと考えられる。

なお、受託者等については、少なくとも、委託契約に基づき損害賠償を請求することは可能である。

なお、統計制度改革検討委員会「中間整理」(平成18年3月9日)では、新たな仕組みとして、官庁統計を「基幹統計」(現行の指定統計に近いイメージのもの)と「一般統計」(現行の届出統計調査及び承認統計調査に近いイメージのもの)に区分することを提言している。

この中で、「一般統計」に関する規律の一つとして「改ざんの禁止」を掲げているが、「一般統計」については、アウトプットたる「統計」に関しては厳格な義務規定や罰則を設けることは慎重な検討が必要であり、努力義務や訓示規定等にとどめることも含め引き続き検討するとされている。

この議論も踏まえ、調査実施者について新たに「改ざんの禁止」の規律を設けることとなる場合には、受託者等に対してもそのような規律を設けることを検討する必要がある。

2 受託業務に必要な資質

【論点4】受託業務に必要な資質の規定

調査の困難さが増している現状を踏まえ、受託業務従事者（特に調査員）が備えるべき資質等については調査規則で規定できる根拠を法律に置くべきではないかとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

委託先については、委託契約を締結する過程で審査等を行うことにより、それぞれの統計調査の内容に応じた適切な委託先を選定することで特段支障はないものと考えられ、新たに法律上の要件等を定める必要はないと考える。

〔論点に対する考え方〕

指定統計調査の調査規則（府省令）は、統計法第3条第2項に基づき定められるものであるが、当該規則で定めることができない事項が特に決められているものではないことから、受託業務従事者（特に調査員）が備えるべき資質等を当該規則に規定することは現行法上も可能であるので、特に新たに法律上の規定を設ける必要はないのではないかと考える。

（なお、家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）で次のように定めているように、多くの調査規則で統計調査員についての能力等に係る規定を置いている。）

（統計調査員）

第七条 家計調査の事務に従事させるため、法第十二条第一項に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
- 二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

法律上は規定を設けないとしても、受託者、受託業務従事者（特に調査員）が備えるべき資質等については、必要と考えられる事項を調査規則や調査要綱等において規定することが適当ではないかと考える。

また、各調査に共通して規定すべき必須の内容のものをガイドライン等に定めておくことも必要ではないかと考える。

3 法定受託事務の民間委託

【論点5】法定受託事務の民間開放

指定統計調査に係る法定受託事務の包括的な民間委託については、個々の地方公共団体の判断により実施されると調査が混乱するおそれがあるため困難と考えるが、仮に、個々の地方公共団体の判断により可能であると国が認めるのであれば、そもそも国が当該事務を地方公共団体に法定受託すべきかを含め国は地方公共団体との間で協議をすべきではないかとの意見について、どう考えるか。

〔中間とりまとめの整理〕

指定統計調査において法定受託事務を定めているのは、当該指定統計調査を適切に実施する方法として、国及び地方公共団体という行政機関がそれぞれ自らの役割として実施することが適当であると判断されたためと考えられ、また、各指定統計調査の実施方法等は、統計審議会の意見を聴き、総務大臣が承認した上で、調査規則等に基づいて適正な処理がなされるよう措置されている。このような趣旨を踏まえると、地方公共団体が自らの判断により、指定統計調査の事務を包括的に民間委託することについては、困難ではないかと考える。

〔論点に対する考え方〕

指定統計調査に係る法定受託事務の包括的な民間委託については、地方公共団体が当該事務を自らの役割として実施することが適当と判断された趣旨からみて、やはり困難と考えるべきか。

あるいは、地方公共団体の責任において、指定統計調査に係る法定受託事務について適正な執行が確実に確保し得ると判断し、調査実施者もそれを容認し得る場合であれば、個々の地方公共団体の判断により包括的民間委託を実施するとしても差し支えないと考えるべきか。

また、地方公共団体に委託した場合には事務の執行が全国的に一定の均一性の下に確保されることに鑑み、地方公共団体が民間への委託を行うとしても、地方公共団体並みの事務の執行の均一性が確実に確保し得る民間事業者でなければならず、調査実施者はそのために必要な措置を講じなければならぬと考えられる。

また、これまで、地方公共団体が当該事務を自らの役割として実施することが適当と判断されていた趣旨を踏まえると、単に地方公共団体の判断だけで包括的民間委託が実施されることは望ましくなく、調査実施者の定める調

査要綱において、地方公共団体による包括的民間委託に関する何らかの定めが必要ではないか。

また、調査要綱に定める内容については、あらかじめ地方公共団体の意見を十分聴いた上で、統計審議会の審議を経て、総務大臣が承認を行うことが必要と考えられるのではないか。

今後、市場化テスト法の施行等により、地方公共団体における民間委託が一層推進されることが見込まれ、法定受託事務とされている指定統計調査に関する事務の包括的な民間委託を行う動きが出てくることが考えられる。

このため、国は、指定統計調査に係る事務の適正な実施を確保する観点から、指定統計調査に係る法定受託事務を包括的に市場化テスト・民間開放の対象として実施する場合の留意事項などを地方自治法第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務の処理基準等として地方公共団体に明示することが必要となるのではないか。

(参考)

地方自治法第 245 条の 9 (処理基準)

第 245 条の 9 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

2 略

3 各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

4・5 略